

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例（平成14年3月町田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同条例第4条第1項及び第6条」を「退職手当条例第4条第2項第1号及び第4条の2」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	団体名
第2条第2項第2号に該当する団体	公益財団法人東京市町村自治調査会

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>(職務に復帰した職員等に関する町田市職員退職手当支給条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における町田市職員退職手当支給条例(昭和33年2月町田市条例第13号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項第2号及び第4条の2に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は<u>退職手当条例第4条第2項第1号及び第4条の2</u>に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="175 1081 774 1254"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第2条第2項第2号</u> に該当する団体</td> <td><u>公益財団法人東京市 町村自治調査会</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	団体名	<u>第2条第2項第2号</u> に該当する団体	<u>公益財団法人東京市 町村自治調査会</u>	<p>(職務に復帰した職員等に関する町田市職員退職手当支給条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における町田市職員退職手当支給条例(昭和33年2月町田市条例第13号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項第2号及び第4条の2に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は<u>同条例第4条第1項及び第6条</u>に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="825 1081 1423 1254"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第2条第2項第1号</u> に該当する団体</td> <td><u>一般財団法人 町田 市文化・国際交流財団</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	団体名	<u>第2条第2項第1号</u> に該当する団体	<u>一般財団法人 町田 市文化・国際交流財団</u>
区分	団体名								
<u>第2条第2項第2号</u> に該当する団体	<u>公益財団法人東京市 町村自治調査会</u>								
区分	団体名								
<u>第2条第2項第1号</u> に該当する団体	<u>一般財団法人 町田 市文化・国際交流財団</u>								